

海外に渡航されるお客様へ

シブラルタ生命保険株式会社

平素より格別のお引き立てを賜り厚くお礼申しあげます。このたびは海外に渡航される旨のご連絡をいただき、ありがとうございました。海外渡航中の保障や保険料の払い込み、各種請求方法などを、このご案内にまとめましたのでご確認ください。

海外渡航中の保障について

(1) 保険金・給付金のお支払いについて

現在ご加入の保険は、ご契約が有効であれば、日本国内と同様に保障は継続し、保険金・給付金等をお支払いいたします。

ただし、入院給付金の請求については、入院先が日本国内の「病院または患者を収容する施設を有する診療所」と同等であると認められる医療施設において、資格をもった医師の管理下において治療を目的として入院した場合に限ります。

海外入院用の入院証明書がございますので、必要な方はお申し付けください。

(2) 海外渡航時に携行が望まれる書類について

海外渡航中に契約内容のご照会や手続きのお申し出などに備えて、保険証券、ご契約のしおり（約款）をあわせて持参されることをおすすめします。

お手続きについて（海外渡航前・渡航中・帰国後）

1. 海外渡航前のお手続きについて

(1) 『海外渡航届』のご提出について

海外渡航前に、当社所定の『海外渡航届』をご提出ください。

『海外渡航届』のご記入やご提出の際は、以下<ご注意事項>をご確認ください。

<ご注意事項>

- ① 『海外渡航届』は、契約者ご自身がご記入ください。
- ② 『海外渡航届』の「日本国内通信先」には、今後、当社から発信する通知物を日本国内で受領していただける、ご親族の「氏名」、「住所」、「契約者との続柄」をご記入ください。
※ご登録の住所は「〇〇様方」での登録となります
- ③ お手続きに際しては、本人確認書類のご提出が必要です。
■ 契約者の本人確認書類（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等）のコピーをご提出ください。
※いずれも有効期限内のものに限ります。
※健康保険証で代用する場合は、必ず【記号・番号・保険者番号・二次元コード】を黒く塗りつぶしたコピーをご提出ください。
※マイナンバーカードの場合は、表面のみ（写真付き）をご提出ください。
※マイナンバー法の通知カードは、本人確認書類として使用できません。
- ④ 海外渡航中に「日本国内通信先」を変更される場合は、あらためて「海外渡航届」の提出が必要となりますので、契約者から当社コールセンターまでご連絡ください。
（「お問い合わせ先」をご覧ください）

- (2) FATCA「外国口座税務コンプライアンス法」(以下「FATCA」と記載)について
渡航先が米国と米国以外でご提出いただく必要書類が異なりますので、
下記【必要書類一覧】をご確認のうえ、必要書類をご提出ください。

※米国に渡航される場合は、別紙「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)に関する
ご案内」をご確認ください。

【必要書類一覧】

渡航先	FATCA に関する ご確認結果	必要書類
米国以外	—	<ul style="list-style-type: none"> 海外渡航届 契約者の本人確認書類(※)のコピー
米国	特定米国人に該当 する場合	<ul style="list-style-type: none"> 海外渡航届 納税者番号報告書兼 IRS への情報開示に関する同意書 契約者の本人確認書類(※)のコピー
	特定米国人に該当 しない場合	<ul style="list-style-type: none"> 海外渡航届 非米国納税義務者申告書(個人用) 契約者の本人確認書類(※)のコピー 米国以外の国籍を有することを示す政府発行の証明書 (パスポート等)のコピー

※契約者の本人確認書類：運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等(いずれも有効期限内のもの)

※健康保険証で代用する場合は、必ず【記号・番号・保険者番号・二次元コード】を黒く塗りつぶしたコピーをご提出ください。

※マイナンバーカードの場合は、表面のみ(写真付き)をご提出ください。

※マイナンバー法の通知カードは、本人確認書類として使用できません。

- (3) 租税条約等実施特例法の改正施行について

租税条約等実施特例法に基づき、2017年1月1日以降「新規届出書」をご提出されている
場合、『海外渡航届』の受付後に「異動届出書」に関するご案内を送付いたしますので、必要
事項をご記入いただき、当社へご返送ください。

※「異動届出書」提出後、さらに「異動届出書」記載事項に変更があった場合は、新たに「異動
届出書」の提出が必要となります。

2. 海外渡航中の各種手続き、ご連絡について

- (1) 海外渡航中の当社からの諸通知について

「海外渡航届」を当社で受理した後、当社からの諸通知は「海外渡航届」でご指定いただいた日
本内通信先あてに送付いたします。

※当社から渡航先への送付はお取り扱いしておりませんのであらかじめご了承ください。

- (2) 保険料の払い込みについて

海外渡航中の保険料の払い込みは、以下の方法からお選びください。

- ① 契約者の国内金融機関口座からの振替にて払い込む方法
- ② 契約者の給与引き去りにて払い込む方法
- ③ 渡航前にまとめて払い込む方法

※まとめて払い込みいただく場合は、払込期間などをコールセンターへご連絡ください。

なお、お取り扱いできないご契約もありますのであらかじめご了承ください。

※海外渡航中はご契約が失効しますと、復活のお取り扱いができない場合がございます。
大切なご契約の効力が失われないよう、安全で確実な方法をお選びください。

(3) ご請求について

① 当社からのご案内と送付先

請求に必要な書類は「海外渡航届」でご指定いただいた日本国内通信先へ送付いたします。

＜満期保険金・年金等の支払い請求＞

ご契約の満期等を迎える日の約1～3か月前に、当社より案内書類を送付いたします。

＜上記以外の請求（解約・名義変更・保険金・入院給付金など）＞

当社コールセンターまでご連絡ください。（「お問い合わせ先」をご覧ください）

必要書類のご案内とあわせて、当社より請求書を送付いたします。

② 請求書の記入

契約者（または受取人）ご自身でご記入ください。

③ 請求書の提出方法

次のいずれかの方法でご提出ください。

- ・海外からの郵送
- ・日本国内居住のご親族の方などを經由しての提出（郵送）

④ 請求時の必要書類について

請求内容により異なります。最終ページの【別紙】をご確認ください。

⑤ お支払いについて

- ・各種請求による送金先は、ご本人名義の日本国内の金融機関口座とさせていただきます
- ・外貨による送金も上記と同様です。

＜ご注意事項＞

- ・海外渡航中の保険加入や保険金の増額等は取り扱いできません。
- ・また、海外渡航中は、失効契約の復活や特約の中途付加など、健康状態に関する告知や所定の診査を必要とするお手続きも取り扱いできない場合がございます。

3. 帰国後の手続きについて

(1) 帰国のご連絡について

海外から帰国された場合は、必ず、当社コールセンターへご連絡をお願いいたします。

（「お問い合わせ先」をご覧ください）

(2) 租税条約等実施特例法の改正施行について

帰国のご連絡をいただいた後、租税条約等実施特例法に基づき、対象となるご契約を保有のお客さまへは「異動届出書」に関するご案内を送付いたします。必要事項をご記入いただき、当社へご返送ください。

（租税条約等実施特例法については、「1.海外渡航前のお手続きについて/(3)租税条約等実施特例法の改正施行について」をご覧ください）

お問い合わせ先

ジブラルタ生命コールセンター

【日本国内からのお問い合わせ先】※通話料無料

0120-37-2269

【渡航先からのお問い合わせ先】※海外からの通話料はお客様負担となりますのでご了承ください

+81-3-6741-9857

※受付時間：日本時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝・12/31～1/3 を除く)

※お問い合わせの際は必ず証券番号をお知らせください。

※契約者ご本人（保険金・給付金・年金等請求の場合はお受取人）からお電話をお願いいたします。

【別紙】請求時の必要書類（満期保険金・生存給付金・年金・解約・名義変更の請求）

主な必要書類を記載しておりますが、請求内容に応じて下記以外の書類の提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

下表に記載がないご請求は、コールセンターへお申し出の際にご案内いたします。

必要書類	説明事項	満期 保険 金	生存 給付 金	年金	解約	名義 変更
① 契約者（受取人）の本人確認書類（パスポートのコピーなど）	契約者（受取人）を今一度ご確認ください。	○		○	○	○
② 請求書	請求書はそれぞれ次のとおりです。 ・満期保険金請求書 ・生存給付金・無事故給付金請求書 ・年金請求書 ・解約請求書 ・名義変更請求書	○	○	○	○	○
③ 被保険者の住民票	日本国内に住民票がある場合は住民票。 住民票がない場合は日本国大（公）使館、領事館あるいは公証人が発行している被保険者の在留証明書またはサイン証明書。（有効期限は発行日から6か月以内）			○		